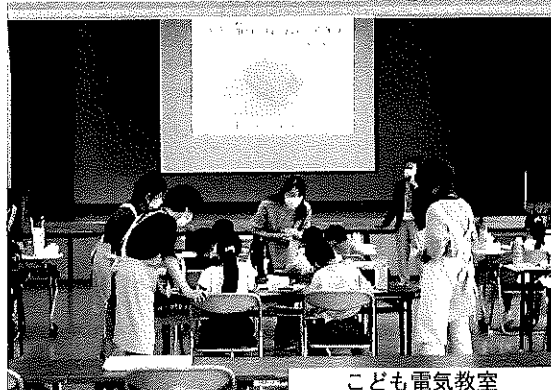


子どもを核とした交流による地域づくり



こども電気教室



しゅくだい講座

前橋市元佐社公民館(群馬県)

公民館の沿革・年表

- ・昭和30年 前橋市公民館元総社支館開館
- ・昭和37年 元総社支館を元総社公民館に改称
- ・昭和47年 旧公民館新築落成
- ・平成19年 新公民館新築落成
- ・令和3年 優良公民館群馬県教育委員会表彰受賞

左図・写真の説明など（PRポイントなども可）

- こども電気教室（プレイルーム元総社）
スライスしたレモンを使用し、電球を点灯させるレモン電池を作り、電気の仕組みを楽しく学んでいる。地元のボランティアサポーターの工夫のおかげで、満足度の高い事業となっている。
- しゅくだい講座（元総社少年教室）
夏休みに書道教室を実施し、公民館の利用グループである書道サークルの会員に講師をしてもらっている。小学生が自宅よりも効率的に夏休みの宿題に取り組めるとともに、世代間交流の場にもなっている。

公民館情報		1. 公民館対象人口	16305人	3. 来館者のインターネット接続環境	無線LAN (Wi-Fi等)
		2. 建物設置年月日	平成19年11月6日	4. 来館者のインターネット接続最大端末数	65台
5. 運営主体	☒ 市町村教育委員会 指定管理者 (☐ 〇〇地区まちづくり協議会) その他 ()				
6. 来館者数	☒ 学級・講座 1833人 ☒ 貸館、サークル活動 37339人 ☐ 講演会、展示会等 人 合計 39,172人 ☐ その他 0人 ()				
7. 職員数	専任 0人 ☒ 兼任 6人 ☒ 非常勤 2人 ボランティア協力者 0人 (職員のうち社会教育主事有資格者の数 0人 職員のうち社会教育士の数 1人) 合計 8人				
8. 予算	☒ 市区町村予算 委託金 自治組織等予算 寄附等 その他 ()				
9. 公民館運営審議会	☒ あり なし その他 ()				
10. 公民館が実施している、もしくは、関わっている取組・事業の分類	☒ 子育て支援 ☒ 家庭教育支援 ☒ 子どもの体験活動 , 子ども食堂 ☐ 若者のまちづくり参画 ☒ 健康づくり ☒ 高齢者の学び支援 障害者の学び支援 ☒ ICTの活用 ☒ 防災 地域学校協働活動 コミュニティ・スクール ☒ ボランティア養成 ☒ 地域資源を活用した 日本語を母語としない住民の学び支援 自主夜間中学 その他 ()				
11. 施設の特徴、魅力	☒ 複合施設 { ☒ 図書館 学校 生涯学習センター ☒ その他 (市民サービスセンター) 自由記述 ()				
12. 各種事業等で連携・協働している団体等 (団体名記述)	☒ 幼稚園・保育所 ☒ 小中学校 高校 大学 ☐ 企業 ☒ NPO ☒ 各種団体 行政機関 ☒ 図書館 博物館 青少年教育施設 その他 ()				

前橋市元総社公民館

OPEN 8:30~17:15

TEL 027-251-2243

H P <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/shimin/motosouja/qyomu/1/1/5061.html>





1. 取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど

- 元総社地区は、区画整理事業が進展する中で、新興住宅地やマンションなどの集合住宅が増加しており、以前からの住民と新たに居住することとなった住民とのつながりが地域の課題となっている。
- 少子化や核家族化により、地域で子育てを行うという意識が希薄となりつつあり、公民館において、子ども達を中心とした地域交流や世代間交流の場を提供することにより、活力ある地域づくりの推進に結びつくものとする。

2. 取組内容（力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動、運営の工夫など）

【プレイルーム元総社（子どもの体験活動）】

●文化的な活動や工作を通して、①子どもの豊かな心を育む。②学校や学年の枠を超えた交流の場を提供し、仲間づくりを進める。③地域交流の場を提供し、地域の絆を深める。こうしたことを目的として、地元のボランティアサポーターの協力を受けて、幼児から児童を対象とする地域行事として定着している。

●令和5年度は、「スポーツチャンバラ教室」、「こども電気教室」、「生演奏で歌って動いて健やか教室」、「マジックショーとマジック教室」、「けん玉教室」、以上5回の講座を開催した。



マジック教室

【元総社少年教室（家庭教育支援）】

●夏休み期間中の学びや体験活動を通して、学ぶことの意欲や子ども達の自由な発想を引き出し、自らの考えを表現する力を育むことを目的としている。冬休みには、地域密着の公民館の部屋を学習室として開放することにより、受験を間近に控えた中学生の学びを地元において支えることを目的としている。

●令和5年度は、夏休みに「朝ごはん講座」、「しゅくだい講座」、「フクロウ講座」を実施し、冬休みには、受験生からの要望に応える形で「受験生応援！元総社学習室」を実施し、計4回の講座開催となった。



受験生応援！元総社学習室

3. 取組による成果や効果

【プレイルーム元総社】

●参加した子ども達は講座を通して、学校や学年を越えて交流し、新しい交流関係を築くことができています。

●地元のボランティア連絡会の会員が子ども達のサポーターとして一緒に講座に参加することで、世代間交流の場になっている。

【元総社少年教室】

●朝食の大切さや生き物の生態を学ぶことが、子ども達の情操教育につながっている。

●夏休みの宿題や冬休みの受験生支援の講座を行うことにより、地域の子どもの学業向上や家庭教育支援の一助となっている。



スポーツチャンバラ教室

4. 取組の検証・改善を行う仕組み・方法

- 事業の実施時には、参加者に対してアンケート調査を行い、翌年度以降に事業を計画する際の参考としている。
- 公民館運営推進委員会を年2回開催し、公民館関係団体の代表者や学識経験者からさまざまな意見を聴取して、各種公民館事業の参考としている。

5. 公民館として大切にしていること、大切にしている考え

●さまざまな世代や立場の地域住民の方々が、自分に適した形で生涯学習に気軽に取り組めるよう、工夫を凝らした公民館事業の提供に努めたい。

●「かんぼう元総社」を月1回発行し、地域住民へ各種市政情報や地域交流情報、世代間交流事業等多く掲載し、地域と公民館を結び貴重な媒体となっている。

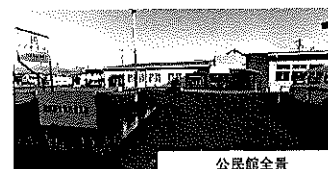


かんぼう元総社

6. これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど。

●地域の関係性が希薄化している中、地域交流や世代間交流の場として機能し、自治会・各種地区団体・学校・民間企業などをつなぐハブ的役割を担える公民館としていきたい。

●各種のイベントや事業の実施にあたり、時勢に合わせた方法を模索しながら、柔軟な考え方のもとで各種事業を検討していきたい。



公民館全景

○社会教育法（昭和24年法律第207号）抜粋

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）抜粋

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

（審議会の委員の委嘱）

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）抜粋

（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）抜粋

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

（役員の任務）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることが出来る。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。